

平成24年度第2回入札監視委員会議事録

- 1 日 時 平成24年11月16日(金) 午後2時00分から
- 2 場 所 明治安田生命ビル 2階第1会議室
- 3 出席者 委 員 小倉委員長、川島委員、土田委員
事務局 財 政 局 資産管理部 山田資産管理部長
資産管理部契約課
中鉢契約課長、星野企画担当課長、
小澤課長補佐・契約管理係長、
栗山土木契約係長、茂木建築契約係長、
松田企画担当係長、佐藤職員、
柏谷職員、野村職員
港 湾 局 川崎港管理センター設備課
山之井課長、寺田課長補佐、山崎課長補佐
庶務課 赤羽根経理係長
まちづくり局 施設整備部 降矢担当課長
大規模施設建設担当 大石担当係長
建設緑政局 道路河川整備部道路施設課
吉濱課長、秦課長補佐・設備維持改良係長、
磯崎職員
宮前区役所 道路公園センター整備課
渡邊課長、中村職員
環 境 局 施設部施設整備課
野田課長、岩瀬課長補佐、水岡職員
上下水道局 総務部契約課 飯田契約課長、
飯島課長補佐・契約係長
水道部施設整備担当 筒井課長補佐
下水道部管路課 平田課長、後藤担当係長
中部下水道事務所工事課 西課長
- 4 議 題 (1) 入札・契約手続の運用状況等について
(2) 平成24年4月から平成24年9月までの発注工事の抽出事案
について
(3) その他
- 5 公開・非公開の別 公開 (一部非公開となる場合あり)
- 6 傍聴者数 1名
- 7 発言の主な内容

事務局 [平成24年度第2回入札監視委員会の開催宣言]

委員長	<p>[委員長あいさつ]</p> <p>議題1の「入札・契約手続の運用状況等について」事務局から報告を求める。</p>
事務局	<p>[議題1について]</p> <p>○「入札方式別発注工事総括表」(資料1)について報告 財政・水道・交通・病院の各局において、平成24年4月から平成24年9月までに発注した工事について、契約方法別に件数を報告</p> <p>○「入札方式別発注工事一覧表」(資料2)について報告 表示内容について説明 (工事名・工事種別・契約金額・予算執行担当局名及び随意契約の根拠法令)</p> <p>○「平成24年度指名停止等一覧(前期分抜粋)」(資料3)について報告 「川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱」に基づき、平成24年度前期に指名停止等を行った事案を報告</p>
委員長	<p>[事務局説明に対する質疑について]</p>
委員	<p>24ページの指名停止一覧の1番だが、落札したにもかかわらず契約を締結しなかったというのはどのような理由か。</p>
事務局	<p>こちらについては、適正な入札をおこない落札候補者になった後に、落札者の意思で契約ができないということで、契約を締結しなかった。その理由については、札入れをした価格が入札者の手違いで、あやまった価格で入れてしまったためとのことであった。そのため、1年間の指名停止となった。</p>
委員長	<p>24ページの指名停止一覧の7番についてだが、建設業法に違反する行為とは、具体的にどのような行為だったのか。</p>
事務局	<p>こちらの会社は、民間工事、主にマンションの修繕をおこなっている会社だが、技術者が1つの現場にいないといけない工事にも関わらず、複数の現場に配置されていることがわかった。については、国土交通省から指示処分を受け、これを踏まえて、指名停止となった。</p>
委員長	<p>[議題2について]</p> <p>議題2の「平成24年4月から平成24年9月までの発注工事の抽出事案について」事務局・上下水道局からの説明を求める。</p>

事務局 ○一般競争入札の抽出事案「川崎港コンテナターミナル・コンテナクレーン製作工事」について説明

委員長 【一般競争入札の抽出事案「川崎港コンテナターミナル・コンテナクレーン製作工事」の事務局の説明に対する質疑について】

委員 1 回目の入札でうまくいかなかった、2 回目で決まっているが、落札価格が予定価格にあってきている。これについて若干の違和感を感じる。1 回目から2 回目が8, 0 0 0 万円ほど安くなっているが、これは、何か理由があるのか。

委員 予定価格の事後公表とは、開札の後ということか。

事務局 予定価格の事後公表とは、落札決定の後となるので、2 回目の入札の時点でも、予定価格は業者にはわからないものとなっている。

なぜ2 回目で予定価格にあってくるのかというのは、はっきりとした理由は分からないが、結果として入札された金額がこの金額となっている。

いくつかの積算方法や情報がある中で、1 回目は、少し高く入れてみたけど、結果的にそれでは予定価格に達していないということであれば、次善の策というかたちの金額を入れているのだと考える。

委員 そういったことであれば、おそらく、最初から8 億5, 0 0 0 万円くらいでできるというところを少しくらい上乘せしているということなのか。

事務局 その点については、業者の経費や利益分をどれくらい見込むのかという考えがあるので、業者の経営的な判断で入れた金額だと考える。

委員 2 7 ページの入札参加資格の(1) ~ (8) は何を根拠に決めているのか。

事務局 法的根拠については、地方自治法施行令1 6 7 条の第一項に競争入札に参加する者に必要な資格を定めるとなっているので、それに基づいて資格を定めている。

委員 それは、その都度資格を定めているのか。

事務局 そうである。案件によって入札参加資格は異なってくる。

委員	実施要綱等は一般的な根拠としてありうるのか。
事務局	<p>一般的な根拠として、規程集の「川崎市競争入札参加者選定規程」の中で、一般競争入札参加資格の資格審査をおこなう者というかたちになっており、第10条「一般競争入札に付そうとするときは、原則として当該契約の予定価格に対応する等級に属する有資格業者を当該一般競争入札に参加する資格のある者として指定するものとする。」というのが一般的な入札参加資格となっている。これについては、この案件の(4)平成23・24年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」で登録されている者に対応する内容となっている。</p> <p>地方自治法施行令の関係については、(1)川崎市契約規則第2条の規程に基づく資格停止期間中でないこと。等がある。</p> <p>(5)の建設業の許可や(6)の経営事項審査や(7)の監理技術者については、建設業法の定めの中で決めている。</p> <p>(3)の建設業退職金共済制度に加入していること。については、法的な根拠はないが、市の方針として建設業で働く方の福利厚生を確保するために、すべての工事について条件としているものである。</p> <p>(8)の実績等については、このような大規模な工事を行うに際しては、まったく施工実績のない業者であると、この工事を施工することが困難と考えるので、最低限の実績としてこの要件を工事の担当部局と契約課で確認しながら条件としたところである。</p>
委員	(8)の完工実績の条件だが、会社が限られるのではないのか。
港湾局	見積り依頼をする状況の中で、発注者側として、修理対応等の場合に国内の物を使ったほうがよりはやく修理が可能なので、国内の製品でおこなっていきたいという考えがある。そこで、社団法人の港湾荷役機械システム協会に国内の港湾荷役企画について対応している業者が何社あるか情報提供を依頼したところ、現在国内でコンテナクレーンを作っている業者は6社いるとの回答を得た。各社へのヒアリングによる、製造の状況等を総合的に勘案して見積りを依頼した。
委員長	予定価格に対する調査基準価格の設定の仕方のどのように決めているのか。
事務局	低入札価格の調査基準については、工事の経費ごとに割合をかけて、それを積み上げて設定をしている。具体的には、直接工事費の95%、共通仮設費の90%、現場管理費の80%、一般管理費の50%になっている。その積み上げた割合が予定価格の80~90%の間になるように設定している。

委員長 低入札の対策として、低入札の調査基準価格の改正の説明を受けたが、改正をして何か効果はあったのか。

事務局 6月に低入札の調査基準価格について改正をおこなったが、以前は予定価格の70～90%だったが、80～90%にした。その結果、落札率は上がっている。

事務局 参考だが、低入札調査になった案件の平均落札率が、昨年度は76%だったが、今年度につきましては81%になっている。一定の効果はあったのではないかと考えている。

事務局 ○一般競争入札の抽出事案「川崎高等学校及び附属中学校等新築空気調和設備工事」について説明

委員長 【一般競争入札の抽出事案「川崎高等学校及び附属中学校等新築空気調和設備工事」の事務局の説明に対する質疑について】

委員 参加資格のことだが、今回は3者で構成される共同企業体でなければならないということになっており、構成員2と構成員3の条件が違っている。構成員3では、市内業者と中小企業という条件を定めてあるが、これは場合によっては、価格が市側に不利になるかもしれない、だけれども、地元の企業も育てなければいけないということがあるが、構成員2についても同じ条件を定めるということはできなかったのか。

構成員2と構成員3で差を設けている理由は何か。

事務局 他の工事では、構成員2についても市内企業とすることもある。しかし、今回の案件だと、経審点が1,000点という技術的に少し高度な技術を求めるという部分もあるが、1,000点という経審点を満たす市内業者は数が少ない状況にあり、競争性の確保という点から少し問題があるので、一定の競争性の確保という点から、構成員2については市内業者に限定せず、構成員3については中小企業の育成という観点から、市内中小企業という条件にした。

委員 共同企業体にする場合と単独の場合とあるが、共同企業体にする理由というのは、川崎市の市内中小企業の保護育成ということなのか。共同企業体の基準というのはあるのか。

事務局 こちらについては、「川崎市共同企業体取扱要綱」で基準を設けてい

るが、基本的には金額で構成員数を決めている。

委員長 3者の共同企業体の場合、1者は市内業者というのはい多いのか。

事務局 そのような方向で、調整はしている。

事務局 案件にもよるが、基本的に3者とも市内業者で要件を決められたらいいのだが、大規模な工事については市内業者だけでは難しいので、構成員3だけでも市内業者という形をとっている。

委員 今回の案件については、低入札の価格調査をおこなっているが、75ページ以下の低入札価格調査結果概要を見ると、業者は都合の良いように答えるかと思うが、中身は実際に確認しているのか。

事務局 低入札調査については、資料として提出してもらうものがある。例えば、積算資料等については提出してもらって、想定している工事をきちっとやってもらえるかどうかの確認をしている。理由等については、概要にある理由書を提出してもらって、それをもとに説明を受けている状況にある。経営に関する資料については、経営の指標となるような帳票を提出してもらって、それを調査している。下請け業者関係のことについては、下請け業者に電話を入れて確認をしている。建設業法違反については、国の方に情報を確認している。

委員 市側の見積りの仕方と業者見積りの仕方の差は、この案件の場合どこになるのか。

まちづくり局 業者とのヒアリングの中で、年間を通じて機材の大量取引があるということ、特約店を通じて納入することで安価に購入できることが可能ということがわかった。よって、積算については適正になされたと考えた。

事務局 積算については、市で設計したものと業者の提出した単価を比較する等をして、ヒアリングをおこなっている。

委員 今説明をしてもらった特殊な事情というのは、ヒアリングしてみないとわからなかったということで、一般的な企業が大量取引で安く普通にやっているということはないということか。

まちづくり局 そうである。

委員長	73ページの総合評価落札方式技術評価項目配点表というのは、何か基準があるのか。
事務局	点数の配分については、72ページ以降の総合評価落札方式評価項目算定資料にある。
委員長	例えば、企業の信頼性・社会性・地域性のところの障害者の雇用状況については、法定雇用率を達成しているかどうかで点数がつくかどうか決まっているが、それを達成しているかないかで、0点か0.5点かということなのか。
事務局	そうである。少し達成しているので、少し点数をつけるということには行っていない。
委員長	加算点が抽出事案1では20点で、抽出事案2では30点になっているが、どういった理由なのか。
事務局	抽出事案1は総合評価落札方式のうち、特別簡易型を使っている。抽出事案2については、簡易型を使っており、技術評価点が上がってきている。
事務局	○指名競争入札の抽出事案「川崎駅東口地下連絡通路エスカレーター36～39号機改修工事」について説明
委員長	【指名競争入札の抽出事案「川崎駅東口地下連絡通路エスカレーター36～39号機改修工事」の事務局の説明に対する質疑について】
委員	東芝エレベータ株式会社の価格が最低制限価格より低くなっており、無効になっているが、最低制限価格や積算の仕方に問題はなかったのか。
事務局	最低制限価格は、工事の品質を確保するという点で設けているが、一律の計算式で最低制限価格のラインを決めている。それを下回るものについては、機械的に無効になってしまう。
事務局	最低制限価格については、設計、積算に基づいて、契約課で設定している。この設定において問題はなかった。
委員長	辞退の業者が多いが、辞退の申し出については、口頭か、書面を出すのか。

事務局	電子入札システムの中で辞退の申し出ができる方法になっている。
委員長	設計書について、専門的なところがあるが、業者の意見を聞くこともあるのか。
建設緑政局	聞くことがある。専門的なエスカレーターの工事は数が少なくなっている。そのため、業者の意見を聞きながら、設計をしている。
委員長	ある特定の業者に確認をするのか。いろいろな業者に確認するのか。
建設緑政局	何社かの業者に確認して行っている。
事務局	○指名競争入札の抽出事案「水路改修（宮前1）工事」について説明
委員長	【指名競争入札の抽出事案「水路改修（宮前1）工事」の事務局の説明に対する質疑について】
委員	抽出事案3の案件と比べると、指名要件の地域規模が市内業者に限定されているが、工事の性格からしてそういう差を設けたということなのか。
事務局	市内業者優先工事は、積極的に市内業者に発注していこうという定めもあるので、それに基づいて指名をしている。
委員	等級区分Dというのは、どういう意味なのか。
事務局	経営事項審査結果通知書の総合評定値の点数に基づいて、ランクを定めている。具体的には、土木のDについては、620点未満の点数の業者になる。また、1,000万円未満の工事については、土木Dの業者を指名している。
委員	開札状況表を見ると、予定価格に近い業者が落札されていて、他の業者は入札価格が高くなっているが、どのような理由があるのか。
事務局	あくまで想像にすぎないが、業者の手持ち工事の状況により、応札額に差が生じたのではないかと考えられる。
事務局	○随意契約の抽出事案「南部リサイクルセンター瓶破碎機その他補修工事」について説明
委員長	【随意契約の抽出事案「南部リサイクルセンター瓶破碎機その他補修工事」の事務局の説明に対する質疑について】
委員	今回のケースでは、随意契約になった理由は、設備がその会社にしか管理できないという理由だと思うが、どのくらい経費がかかるのかということは、その会社にしかわからないのではないのか。そういっ

た場合、予定価格はどのようにして出すのか。

事務局 予定価格のもととなる設計金額については、随意契約となると、この会社しかノウハウを持っていないので、他の会社に金額をはじきだせるかと言ったら、困難と思われる。設計金額の見積りについては、設計部門において改修工事を過去に何回も施工している経験則から、過大な見積りになっていないか、余計な施工が入っていないかという確認をしている。つまり、その会社にしか設計、見積りができないのではないかとされると概ねそうだが、工事の中身について、工事の設計担当のほうできちんと確認をおこなっている。

委員長 積算内訳の104ページだが、一般管理費等の備考の中に、金銭的保証経費含むと書かれているが、これは何を言っているのか。

環境局 500万以上の工事に関しましては、0.04%の契約の保証をつけるということで盛り込んでいる。

上下水道局 ○一般競争入札の抽出事案「施設再構築 生田配水池等更新工事」について説明

委員長 【一般競争入札の抽出事案「施設再構築 生田配水池等更新工事」の上下水道局の説明に対する質疑について】

委員 109ページから110ページにかけての構成員に必要な要件について、川崎市工事請負有資格業者名簿に登載されていることというのがどの工事においても要件とされているが、名簿登載のための条件は何か。希望すれば誰でも登載されるのか。

上下水道局 工事においては、基本的には希望する業種の許可証等があれば名簿に登載される。

委員 基本的には誰でも名簿に登載されるということだが、そうすると名簿を作っている意味は何か。

事務局 今の話は、業者登録の名簿の話になる。業者登録はエントリーするのは誰でも可能だが、工事の建設業者については、建設業の許可を持っているか、経営事項審査結果通知書がとれているのか等の書類の審査をした上で登録している。そういった意味では、一定の条件をクリアした方が名簿に登載されている。

委員 名簿への登載は誰でもできるということではないのか。

事務局 希望することは誰でもできるが、名簿に登載される以上は、一定の

書類が整っていることが条件となる。

委員 名簿の登載の中で条件があると、それは間接的な条件にならないのか。名簿の登載ができなければ、入札に参加できないというのは、制限をかけすぎる可能性はないのか。

事務局 名簿の登載については、その業務に必要な許可、工事の場合においては、その業種の許可、経営事項審査の結果通知書を受けているかというのがある。あらかじめ名簿を作成しているという意味に関しては、各入札の度に、その会社が存在するのか、財務諸表等について逐一確認するというのは非常に煩雑となるため、あらかじめ、川崎市と取引をおこなう業者については、名簿の登録をしてもらうというものである。つまり、基本的な審査の部分を簡略化させようという考えである。

今回の該当案件については、政府調達協定等の対象の工事となっているので、名簿の登録をしていない方でも申請を希望する業者に関しては、入札に参加することを認めているので、より広く競争性を持たせている特別な事例である。

委員 この工事は4者の共同企業体となっているが、代表者、構成員2、構成員3は業種が「水道施設」で、構成員4は業種が「鋼構造物」となっている。これは、このような業種が必要になるからということなのか。普通の会社では、違った業種は下請けにやってもらうということもあるが、それを避けるという狙いがあるのか。

上下水道局 構成員4の「鋼構造物」の要件についてだが、今回の配水池の更新工事については、既存の配水池を運用しながら、新しいものを作っていく工事となっており、配水池の独特の構造上の問題で、浄水場から入れる池の管路と市内に配る管路とが配水池に附属してついているので、管路が鋼構造（鋼管）を採用している。そのため、鋼構造物を構成員4の業種に入れている。

また、既存の管路の中に新しい管路を入れていくという、パイプインパイプ工法という特殊な工法を採用しているので、構成員4の業種に鋼構造物を入れた。

委員 開札状況表を見ると、最低制限価格はなく、調査基準価格となっているが、調査基準価格について教えていただきたい。また、他の落札しなかった業者も調査基準価格を下回っているが、調査基準価格はどのように設定されたのか。

上下水道局 調査基準価格については最低制限価格と同じ率になっている。金額

は6億円以上となる。最低制限価格は1円でも下回ると無効となるが、低入札調査基準価格は下回ると工事が履行できるかどうかの調査となる。

委員

171ページの低入札価格結果概要を見ると、構成員4が市内業者であるので諸経費を低減できるとか、是非とも受注したいという各構成員同意による一般管理費の削減と書いてあるが、このような理由で価格をおさえられるということは考えにくいのだが、具体的な調査はおこなったのか。

上下水道局

積算の内容については、もう少し細かい内容の積算の内訳を業者に出してもらって、本市の積算の内訳と比較している。本市の積算に対して低い積算については、どのような理由で低いのか、低い金額でも安全性、施工性、材料の品質が問題ないのかということヒアリングの中で確認をしている。

上下水道局

業者に提出してもらった内訳を参考に、市が積算した内容と比較し、極端に低いものについては羅列をし、その内容について分析をして、それに基づいてヒアリングをしている。一番心配なことは、市が積算した内容と業者との意思の疎通ができていなくて、整備が担保されないということになるので、そのようなことがないようにヒアリングの中で中身を確認して、問題のないことを確認している。

委員

173ページ以降の低入札調査に関する資料の中の黒塗りになっている部分は何か。

上下水道局

これは民間の工事になるため、本日の資料では黒塗りにしている。低入札調査の中では、会社名等が入っている。

委員長

低入札価格調査の対象の工事について、失格基準はなかったのか。

事務局

原則として、19億4千万未満の工事（WTO案件でない工事）については定めている。例外として、プラント関係の設備工事については、積み上げではなくて、機器の占める割合が多いので、失格基準が適さないと考えるので、失格基準を除外している。失格基準のないものについては、結果として、金額がだいぶ下がってしまうことがあるが、それについては内容を確認した上で、適格な履行が確保できるということで、契約を結んでいる。

委員長

大きい工事については、低価格で入札することによって、劣悪な工

事をする危険性があるということを防ぐために一定の基準を設けるといことはわかる。ただ、一定の規模の工事については、ちゃんとした業者であれば、一定の工事ができるであろうと思うし、低価格のほうがいいとも思う。一定の金額以上ものについては、失格基準を設けないのは合理的だと思うが、そのような考えでいいのか。

事務局 基本的にはそのような考えでいいかと思う。プラント工事のような工事については、一律に失格ではなくて内容を確認した上で契約を締結するという形でいいかと思う。ただ、積み上げ等の土木工事や建築工事については、重層構造のかたちで工事が進んでいるので、元請業者が低価格で入札したことによって、下請け業者や孫請け業者等にしわ寄せがいく可能性がある。しいては、工事の品質が悪くなることは、発注者にとっては望ましいことではないので、適性に仕事をしてもらうためにも、一定の基準が必要かと考える。

事務局 この案件の工事については、WTOの対象の工事のため、競争性を高めるために、失格基準を設けていない。

上下水道局 ○随意契約の抽出事案「登戸1号雨水幹線その6工事」について説明

委員長 [随意契約の抽出事案「登戸1号雨水幹線その6工事」の上下水道局の説明に対する質疑について]

委員 随意契約の理由の中で、「予見できない異物により推進機が推進不能となるトラブルが発生」や瑕疵担保のことについて書いてあるが、工事の金額に影響等はなかったのか。責任等については予想していなかったのか。

上下水道局 下水の工事については、地盤調査をおこなって、設計、積算をおこなっているが、実際にほりあげてみたところ、鉄片等が混入していて、機械の推進がとまった。当初予想はできなかったし、施工に瑕疵はなかったなので、随意契約を発注した。

委員長 以上で審議を終了したい。

審議の結果、平成24年度前期の入札・契約事務については、いずれも適正に執行されていたと確認する。

委員長 [議題3 その他について]

事務局 ○工事の完工実績に対する疑義申立への対応について説明

委員長 [工事の完工実績に対する疑義申立への対応について]の事務局の説

明に対する質疑について]

- 委員 似たようなケースは頻繁にあるのか。
- 事務局 あまりないが、たまに完工実績がないのではないかという疑義申立てがある。
- 委員 従来はそのような申立てが寄せられた場合には、それなりに確認をして、適正な契約が締結されているとして、進めてきたのか。
- 事務局 そうである。確認が出来たので、落札者として決定している状況がある。そのため、その旨を回答して、その上、更に調査するという事は今まで行ってこなかった。
- 委員 疑義が生じた場合に、今回のように特別に対応してきたのか。
- 事務局 一般的に、完工実績がないのではないかという疑義に対しては、証拠資料等で確認しているので、完工実績の確認をしているという回答になる。今回の場合だと、県に提出された資料等の矛盾があり、具体的な根拠のある疑義申立てであったので、内容を確認する必要があると考え、追加の確認できる資料等の提出をしてもらった。
- 委員長 契約書、注文書又は契約履行証明書等というのは写しを確認されているのか。原本を確認するのが原則ではないか。裁判についても、証拠を調べるのに必ず原本と写しを照合して、裁判官は確認している。悪質な業者であれば、書類を偽造、変造して、提出してくる可能性がある。原本を確認するのが原則だと思うので、原本と写しを持ってきてもらって、その場で確認して写しをもらうという扱いがいいのではないかと思う。それだと何か煩わしいことがあるのか。
- 事務局 原本だと、書類によっては、付属資料等が膨大になってしまうこともあるし、またそれが原本であることの証明をとるかからないかという話にもなってしまう。原則は原本として写し等ではなく、内容がきちんと確認できる書類で、どういう書類を確認したのかということもきちんと整理して、例えば疑義等が出てきたとしても、市のほうで完工実績はこのような書類できちんと確認していると説明できるように整えていきたいと考えている。今までも確認しているが、今回のことを契機に、改めて確認方法について明確にしていきたいと考えている。
- 委員 契約書はJVの場合、1者しか持っていないし、注文書は様々な種類があるかと思うし、契約履行証明書は必ず発行するものでもないと思う。どの書類を必ず出さないといけないという基準はあるのか。
- 事務局 官公庁の工事については、比較的、出される資料や発行されるもの

がどの工事でも同じようなものが提出されるので、資料について示すのが、比較的容易だが、民間工事については、発注者と受注者でどういふ契約書式を設けるのかというのは任意になっているので、契約の履行実績として市のほうで求めているデータがきちんと確認できれば、あらかじめ、書式名を限定するのは適当ではないと考える。

委員長 最終的には、取り扱い規程か何かになるのか。

事務局 細かい文面にしてしまうと、かえって、その文面に抵触するかどうかという話になってしまう。これはあくまで、公告の入札参加資格の要件を満たしているかどうかの確認という整理としていきたいと考えている。

委員長 完工実績を確認したという、確認の欄というのはあるのか。

事務局 工事担当部局で確認したという確認印を押している。何を持って確認したかということも書いている。

委員長 原則は原本を確認するのがいいのではないかと思う。履行証明書が発行されていないとか、書類が膨大なものになってしまうという特殊なケースは原本でなくても仕方がないかと思う。それでも確認する時はなるべく原本がいいかと思う。

委員 今回のようなことが起こったということでガチガチの制度を作ってしまうと、かえって見動きがとれなくなってしまうので、疑義が出たときにきちんと対応していくというのがいいのではないかと思う。

委員 契約履行証明書とは、川崎市でも発行したりするのか。

事務局 証明を求める方からの申請により、有料で発行している。

委員 あまり民間では、発行していないのか。

事務局 発行している業者もあるかと思う。

委員長 疑義の申立てについては、ケースバイケースでいいのではないかと思う。疑義があった場合、その疑義に根拠がありそうであれば、きちんと原本を確認する必要があると思う。ただ単に落札できなかった業者が根拠のない疑義を申立ててきた場合や嫌がらせも多いかと思う。どこを基準にするのかは難しいところであるが、取り扱いを硬直的にして、要綱等にするのではなく、対応としては柔軟な対応がいいのかもしれない。

委員	この工事については、平成24年4月から9月の今回の委員会の対象工事に含まれているのか。
事務局	含まれている。
委員長	9月議会での質問ですが、この質問については、確認して終わったということになっているのか。
事務局	今回の処理については、A社に対して、県のほうに決算報告書の修正の必要があれば行ってくださいとお願いをして、A社が修正の申告をしたので、その写しをもらった。それをもって、今回の件は、確認をしたということにしている。
委員長	24年度の前期の工事については、適正になされたことを確認する。
事務局	<p>○次回の事案の抽出委員について 委員会の運営指針により、川島委員が抽出委員である旨を確認。</p> <p>○平成25年度前期の委員会の開催日について 平成25年5月17日（金）に、委員会を開催することを予定。（会場は未定）</p> <p>[閉会]</p>
委員長	それでは、これで平成24年度第2回川崎市入札監視委員会を閉会する。